

シニア向け情報

デイサービスを 利用してみませんか

梅雨が明け、本格的な夏がやってきます。暑くなると家に閉じこもりがちになってしまいがちですが、無理に外に出るのも、熱中症が怖い季節です。

そこで、ご自宅までの送迎があるデイサービスを利用してみませんか。デイサービスセンターでは、

健康チェック、入浴、食事はもちろん、さまざまなレクリエーションなどを通じて、笑顔いっぱいになれるお手伝いをしています。

創作活動や楽しい体操、季節のイベントなどを用意しています。

ご家族の介護負担を軽減することも目的であり、皆さんがゆとりある生活ができるよう取り組んでいます。

利用日 月～金曜(祝日・年末年始を除く)

※見学は午前10時から午後3時の間であれば随時可能です。お気軽にお問い合わせください。

ところ 在宅老人デイサービスセンター(西公民館1階)

対象 次の認定を受けた方

- ・要介護1・2・3
- ・要支援1・2

利用料

・自己負担金(介護度等により変わります)

・食材料費(1食500円)

・機能訓練等材料費(月額500円)

問合せ先 在宅老人デイサービスセンター

☎(443)0552



●玉入れ勝負!

金婚夫婦を お祝いします

本年も、結婚生活50年の金婚夫婦をお招きし、「敬老会」でお祝いします。

●金婚夫婦に該当する方

平成29年9月15日現在、本町に住所がある昭和41年9月16日から昭和42年9月15日までに結婚されたご夫婦

申込期間

8月1日(火)～31日(木)

※次号で申請手続き等の詳細をお知らせします。

問合せ先 役場 住民課

内線173・174

みんなで支える 介護保険

介護保険制度は、社会全体で介護を支え合い、真に必要な介護サービスを総合的、一体的に提供する仕組みです。65歳以上の方は第1号被保険者となり、それぞれの所得状況などに応じた介護保険料を納付していただく必要があります。皆さんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。

介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう保険料の納付にご理解をお願いします。

本年度の年間保険料額について、7月に通知書を送付します。

●保険料の納め忘れに ご注意ください

介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用する際に、いったん全額自己負担で支払ったから介護給付の9割または8割相当分を払い戻す償還払いの適用や、滞納期間に応じたサービス利用料が1割または2割負担から3割負担へと変更になる場合があります。

- 65歳になると、年金から介護保険料が徴収されますが、年金からの徴収開始時期は通知書でお知らせします。それまでの期間は、納入通知書を送付しますので、忘れずに納めてください。また、条件を満たさない場合、年金から徴収できないこともあります。いずれの場合も口座振替を利用すると、納め忘れがなく便利です。
- 介護保険料の納付相談を行っています。お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場 民生課
内線 115・158

介護保険負担限度額認定申請を受け付けています

低所得者の方の施設利用(施設サービスや短期入所サービス)が困難とならないように、申請により、食費・居住費(滞在費)の一定額以上は保険給付されます。

- 対象**
- 住民税非課税世帯かつ別世帯に配偶者がいる場合には、配偶

者も住民税非課税の方

- 預貯金等が単身1000万円、夫婦2000万円以内の方(預貯金等とは、預貯金、信託、有価証券、現金など)

※負債がある場合は預貯金等の額から差し引きします。

不正行為への加算金

預貯金等の申請で不正を行った場合、給付した額の返還に加えて、最大で給付額の2倍の加算金を支払うこととなります。

申請に必要なもの

- 1 介護保険負担限度認定申請書
 - 2 同意書
 - 3 代理申請の場合は、委任状
 - 4 介護保険被保険者証
 - 5 個人番号カードまたは通知カード
 - 6 申請者の本人確認書類(顔写真付でないものであれば2点)
 - 7 印鑑
 - 8 預貯金通帳等
- ①②③については、町ホームページからダウンロードできます。
- 問合せ先** 役場 民生課
内線 115・158

負担限度額(1日あたり)

利用者負担段階		居住費等の負担限度額				食費の負担限度額
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	820円	490円	490円(320円)	0円	300円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入額が80万円以下の方	820円	490円	490円(420円)	370円	390円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、利用者負担段階第2段階以外の方	1,310円	1,310円	1,310円(820円)	370円	650円

※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担限度額は、()内の金額となります。